

# 国民健康保険

**問合せ** 国保年金課国保係 ☎内線 3 1 3 6、  
白沢支所生活係 ☎内線 7 8 4 8、利根支所  
生活係 ☎内線 7 9 4 0

国民健康保険税（国保税）は国民健康保険（国保）の運営を支える大切な財源です。病気やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みになっています。国保税納税通知書を **7月12日（月）に発送**しますので、期限内の納付をお願いします。

## 本年度の主な変更点

- 国保税の税率（表2）
- 個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振り替えなど）に伴う所得の計算方法
- 控除の振り替えにより国保税の軽減判定に影響が生じないようにするための所得基準額の計算方法
- 普通徴収の端数金額を合算する初回納期の負担感を緩和するため、端数処理の方法を変更し、各納期の納付額を平準化

## 国保税を納める人は

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

## 納付方法（2通り）

**普通徴収**（口座振替・納付書） 口座振替の手続きを済ませている世帯は、納期限日に口座から引き落とします。手続きをしていない世帯は、7月の通知書に同封する納付書（1～9期）で納付してください  
※納付は口座振替が便利です。市内に本支店のある金融機関で手続きしてください

**特別徴収**（年金天引き） 世帯主が国保に加入して年金を受給している場合、一定の要件を満たすと年金から天引きでの納付となります  
※申請により口座振替に納付方法を変更可

## 納めないでいると

納期限を過ぎると督促状が送付され、それでも納めないでいると通常の保険証よりも有効期限が短い保険証が交付されます。さらに滞納が続いた場合には、保険証の代わりに「資格証明書」が交付され、

受診時に窓口で医療費をいったん10割支払わなければなりません。未納のままにせず、早めに相談してください。

## 減免と傷病手当(新型コロナウイルス感染症関連)

### ①国保税の減免

1009991

新型コロナウイルスの影響で、世帯の主たる生計維持者（主に世帯主）の収入が減少すると見込まれるときは、申請することで国保税の減免の対象となる場合があります。

※減免の概要は、7月の通知書に同封する「国保税のご案内」をご覧ください

▽対象となる国保税 令和3年度分

▽その他 倒産や雇い止めなど、事業主の都合で離職し、ハローワークから「雇用保険受給資格者証」が発行された人は、国保税の軽減制度が適用となる場合がありますので、問い合わせてください

### ②傷病手当の支給

1010133

国保の被保険者が新型コロナウイルスに感染、または発熱などの症状で感染が疑われた場合、その療養のため勤務することができなかった期間について、一定の要件を満たした場合に支給します。

※上記①②の詳細は、市HPをご確認ください

(表1) 国保税の納期

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日	1月31日	2月28日	3月31日

(表2) 国保税の税率（所得割額、均等割額、平等割額の合計が世帯の年税額）

区分		令和3年度の税率		
		医療分	後期支援分	介護分
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	7.3%	2.6%	2.4%
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	27,800円	9,800円	11,900円
平等割額	加入者がいる世帯に一律で計算	22,500円	7,700円	6,700円
課税限度額	国保税額が課税限度額を超えた場合	63万円	19万円	17万円

※介護分については、40歳から64歳まで(介護保険第2号被保険者)の人が納めます